

## 後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて

### 1 概要

家庭裁判所は、精神上の障害によって、判断能力が欠けているのが通常の状態の方については後見開始の審判を、判断能力が著しく不十分な方については保佐開始の審判を、判断能力が不十分な方については補助開始の審判をすることができます。

#### (1) 後見開始の審判

精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が欠けているのが通常の状態の方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために成年後見人を選任し、成年後見人は、本人の財産に関する全ての法律行為を本人に代わって行い、また、成年後見人又は本人は、本人が自ら行った法律行為に関しては、日常生活に関するものを除いて、取り消すことができます。

#### (2) 保佐開始の審判

精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が著しく不十分な方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために保佐人を選任し、さらに、保佐人に対して、申立人が申し立てた特定の法律行為について、代理権を与えることができます。

また、保佐人又は本人は、本人が保佐人の同意を得ずに自ら行った重要な法律行為（借財、保証、不動産その他重要な財産の売買等）に関しては、取り消すことができます。

なお、本人以外の方の請求により代理権の付与の審判をするには、本人の同意を得る必要があります。

#### (3) 補助開始の審判

精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が不十分な方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために補助人を選任し、補助人には申立人が申し立てた特定の法律行為について、代理権若しくは同意権（取消権）のいずれか又は双方を与えることができます。

補助開始の審判をするには、同意権の付与の審判又は代理権の付与の審判を同時にしなければならないので、申立人にその申立てをしていただく必要があります。

なお、本人以外の方の請求により補助開始の審判、同意権の付与の審判又は代理権の付与の審判をするには、本人の同意を得る必要があります。

### 2 申立てをすることができる方

- ・ 本人（後見・保佐・補助開始の審判を受ける者）
- ・ 本人の配偶者
- ・ 本人の四親等内の親族（本人の親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、甥、姪、おじ、

おば、いとか、配偶者の親、子、兄弟姉妹などが本人の四親等内の親族に当たりません。)

- ・ 成年後見人・成年後見監督人（保佐・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 保佐人・保佐監督人（後見・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 補助人・補助監督人（後見・保佐開始の審判の申立てについて）
- ・ 未成年後見人・未成年後見監督人（後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 検察官
- ・ 市区町村長
- ・ 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人（任意後見契約が登記されているとき）

### 3 申立先

本人の住所地を管轄する家庭裁判所

※ 宇都宮家庭裁判所の管轄地域

宇都宮市，鹿沼市，日光市，那須烏山市，さくら市のうち旧氏家町の区域，  
下野市のうち旧南河内町の区域，上三川町，高根沢町

### 4 申立てに必要な費用（郵便局で購入してください。）

※ 申立人に手続費用を用意していただくこととなりますが、申立人が希望した場合には、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料及び鑑定費用の全部又は一部について、本人の負担とすることが認められる場合があります。

#### (1) 申立手数料

後見又は保佐開始：収入印紙 800 円分

保佐又は補助開始+代理権付与：収入印紙 1,600 円分

保佐又は補助開始+同意権付与（※）：収入印紙 1,600 円分

保佐又は補助開始+代理権付与+同意権付与（※）：収入印紙 2,400 円分

※ 保佐開始の申立ての場合、民法 13 条 1 項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。

#### (2) 連絡用の郵便切手

500 円 4 枚，84 円 10 枚，10 円 20 枚，5 円 3 枚，1 円 10 枚

（合計 3,065 円）

※ 上記の他に、保佐又は補助開始は、下記の郵便切手を追加してください。

500 円 1 枚，84 円 5 枚

（合計 3,985 円）

#### (3) 後見登記手数料：収入印紙 2,600 円分

#### (4) 鑑定費用

本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定を行うことがあり、申立人にこの鑑定に要する費用を負担していただくことがあります。

### 5 申立てに必要な書類

後見等開始申立てチェックリストのとおり

### 6 申立後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所では、家庭裁判所調査官<sup>1</sup>や参与員<sup>2</sup>などが、直接、申立人、本人及び成年後見人等候補者に会って、申立ての実情や本人の意見などを聴いたりすることがあります。また、本人の判断能力について鑑定を行うなどした上で、本人の財産の内容や生活する上で必要となる援助の内容に応じて、ふさわしい方を成年後見人等に選びます。

なお、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

また、成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所が、本人にとって最も適任であると判断した方を選任しますので、必ずしも成年後見人等候補者の方が成年後見人等に選任されるとは限りません。

### 7 面接日の予約【後見の申立てのみ】※保佐・補助は予約の必要はありません。

手続を迅速に進めるために、**面接日**の予約をお願いしていますので、必要書類が揃い次第、電話で予約をお願いします。

**予約受付電話番号 028-621-4858**

### 8 問い合わせ先

〒320-8505 宇都宮市小幡1丁目1番38号

宇都宮家庭裁判所 家事受付係 Tel 028-621-4854

<sup>1</sup> 家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知見等を活用し、家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

<sup>2</sup> 参与員は、家庭裁判所により国民の中から選ばれ、家事審判事件の手続の際に、提出された書類を閲読したり、その内容について申立人の説明を聴いたりして、裁判官が判断するのに参考となる意見を述べる裁判所の非常勤職員です。